

病院等の人員及び施設の基準等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第37号

病院等の人員及び施設の基準等に関する規則の一部を改正する規則

病院等の人員及び施設の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(病院の人員の基準) 第5条 条例第6条の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあつては、 1 (5)・(6) (略)	(病院の人員の基準) 第5条 条例第6条の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 病床数100以上の病院にあつては、1 (5)・(6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。